

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、使用料の収納事務を委託したので、法第243条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和8年 4月 3日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所
共立コンピューターサービス株式会社
岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地の9
- 2 指定公金事務取扱者に納入させる歳入
学校体育施設使用料
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年 4月 1日
- 4 委託期間
令和8年 4月 1日から令和9年 3月 31日